

船舶インシデント調査報告書

令和6年10月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和6年4月16日 17時00分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市池間漁港北東方沖 池間島灯台から真方位061°38.0海里付近 （概位 北緯25°14.9′ 東経125°50.2′）
インシデントの概要	漁船大新丸は、錨泊中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年4月23日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 大新丸、6.6トン ON2-0640（漁船登録番号）、個人所有 第296-13223号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力220.6kW、回転数 毎分2,200、6気筒、ボア117.8mm、使用燃料A重油、機 関製造年月不詳、昭和59年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、令和6年4月16日08時ごろ池間漁港を出港し、同漁港北東方沖の漁場において錨泊して漁を行い、17時ごろ、漁場を移動しようと主機を始動したが、「ファファ」と異音を発して始動することができなかった。</p> <p>船長は、主機燃料油配管系統を確認したところ、燃料フィルターが目詰まりを起こしていたので、同フィルターケーシングを外して燃料ポンプを起動した際、燃料油タンクに溜まったゴミ（以下「スラッジ」という。）が混入しているのを認めた。</p> <p>船長は、燃料フィルターの清掃及び燃料油タンクの水抜き作業を行えば主機を始動できると思ったが、足が悪く、同作業を行うことは困難であったので、航行を断念して救援を待つことにした。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合の組合長（以下「組合長」という。）は、船長が帰港予定時刻になっても帰らないので海上保安庁に通報し、本船は、18日12時05分ごろ、来援した巡視船に池間漁港沖合までえい航され、同漁港沖合で僚船に引き渡されて同漁港に係留された。</p>

	<p>船長は、帰港予定時刻の翌17日15時ごろになっても帰らなければ、組合長が心配して海上保安庁に救助を要請するものと思っていた。</p> <p>船長は、本インシデント後、主機の燃料フィルターの交換及び燃料油タンクの清掃作業を業者に依頼した。</p> <p>本船は、以前、主機のクランクシャフトの焼付きを起こして主機の換装をしていた。</p> <p>本船は、1か月に約40時間主機の運転を行っており、燃料フィルターは定期的に交換していたが、主機換装後約5年間、燃料油タンクの清掃を一度も行っていなかった。</p> <p>船長は、航行中、燃料油タンク底部に溜まったスラッジが、燃料油と共に吸い込まれ、燃料フィルターが詰まって主機の始動ができなくなったと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、本インシデント時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、約5年間燃料油タンクの清掃作業が実施されていない中、漁場を移動する目的で主機を始動した際、燃料油タンク底部に溜まったスラッジが燃料油取出口から燃料油系統の中に入って燃料フィルターが詰まったことから、燃料油が供給されず、主機の始動ができなくなったことにより、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、漁場を移動する目的で主機を始動した際、燃料油タンク底部に溜まったスラッジが燃料フィルターに詰まったため、燃料油が供給されず、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、燃料油タンクの点検及び清掃について、定期的に機関整備業者に依頼すること。